|  |
| --- |
| **令和5年度 保育所・認定こども園等のしおり　　　　　　　１年間保存** |

１ ３つの認定区分（お子様の認定をご確認ください）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年齢 | 理由 | 認定区分 | 保育時間 | 利用先 |
| ３歳以上 | 教育を希望する場合（入所理由は不要） | １号認定 | 教　育　標　準　時　間 | **幼　稚　園****認定こども園****（教育部分）** |
| 保育を必要とする場合（入所理由が必要） | ２号認定 | 保育標準時間 （11時間） | **保　育　所****認定こども園****（保育部分）** |
| 保育短時間 （8時間） |
| ３歳未満 | ３号認定 | 保育標準時間 （11時間） |
| 保育短時間 （8時間） |

　【注意】

1. 保育時間は、施設によって違いますので、ご利用される施設に確認してください。
2. **１号は町外の施設も利用できますが、町外施設の場合は、１号から２号への変更はできません。**
3. 原則：２号・３号は三股町に住んでいる方は三股にある施設しか利用できません。
4. 原則：年度途中での転園はできません。

２ 保育を必要とする場合の入所理由　（２．３号）（新２号＝１号で預かり保育が必要な方）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 入所理由 | 保 育 を 必 要 と す る 具 体 的 要 件 | 提　出　書　類 |
| 就労 | **父母が仕事（内職を含む）をするため、保育が必要な場合**・居宅外労働、内職、自営業等 | ①就労・内職（予定） 証明書②家庭状況証明書 |
| 妊娠・出産 | **母親が妊娠中または出産後で保育が必要な場合**・出産月をはさんで産前2ヶ月産後3ヶ月の計６ヶ月以内 | ①家庭状況証明書母子手帳(表紙と出産予定日欄の写し) |
| 疾病等 | **保護者が病気または心身に障がいがあるため保育が必要な場合**・保護者に障がい等があるため、就労又は保育ができない場合・疾病や負傷により長期間にわたり入院や通院等の治療が必要な場合 | ①家庭状況証明書診断書、身障者手帳の写し等 |
| 介護等 | **長期間にわたり親族を介護・看護している場合**・長期間にわたり疾病や心身に障がいがある親族を看護するため、児童の保育ができない場合 | ①家庭状況証明書診断書、身障者手帳の写し等 |
| 求職活動 | **求職中（仕事を探している）の場合**（最大３ヶ月）・保護者が求職活動を行う場合（２ヶ月で申請） | 1. 家庭状況証明書

求職活動状況申告書提出で１ヶ月延長可能 |
| 就学 | **学校等へ就学**・学校や職業訓練校に就学中の場合 | ①家庭状況証明書在学証明書 |
| 育児休業 | **育児休業をとる場合　※育児休業を理由に新規で入所することはできません**・多子の場合、上の子は希望により継続利用できる**※育児休業終了時は、入所月の月末までに仕事復帰すること** | ①育児休暇期間を記入した就労・内職（予定） 証明書 |
| その他 | **災害復旧の場合他**・災害復旧の間、児童の保育ができない場合**・出産後の求職活動（生まれた子をみながら最大３ヶ月）⇒** | ①家庭状況証明書り災証明書等**終了後は、就労または退所** |

　　※入所理由の変更がある場合は、変更届が必要です。　変更届については10をご参照ください。

３ 保育の必要量について（2.3号）

利用できる保育時間は、保育の必要性の事由や勤務時間等に基づき、**「保育標準時間（最長　11時間）」**と**「保育短時間（最長　8時間）」**に区分されます。

**保育標準時間**・・・主に「フルタイム」を想定。月120時間（おおむね週30時間）以上の就労

**保育短時間**・・・・主に「パートタイム」を想定。月48～120時間未満の就労（48時間未満は入所不可）

※フルタイムの就労以外は、短時間認定になります。標準時間認定が必要な場合には理由が必要になります。

４ 保育料の決め方について（３号認定向け）

　**保育料の決め方**

３号認定子どもの保育料は父母の市町村民税所得割額の合算額で算定します。ただし、父母が非課税で祖父母と同居している場合、祖父母で市町村民税所得割額が一番高い一人の金額（家計の主宰者）で保育料を算定します。

※所得割額を計算する場合には、寄付金税額控除、住宅借入金等特別税額控除等は適用しません。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | 10月 | 11月 | 12月 | １月 | ２月 | ３月 |
| 令和3年中の世帯収入に基づく令和4年度市町村民税所得割額で算定 | 令和4年１月～令和4年１２月中の世帯収入に基づく令和5年度市町村民税所得割額で算定 |

**多子世帯の保育料の軽減（きょうだいで施設を利用する場合）**

・３号認定：小学校就学前までを対象に、最年長の子どもを第１子、その下の子を第２子とカウントします。（※認可外保育施設に通っている子どもはカウントできません。）第１子は全額負担となりますが、第２子は半額、第３子以降は無償となります。

ただし、下記の世帯については、軽減措置があります。

市町村民税所得割額が、３号認定（保育認定子ども）については５７，７００円未満の世帯に限り、多子計算の年齢制限が撤廃され、保護者と生計を一にする子どもであれば、年齢にかかわらず多子計算の対象になります。（※年齢の高い順から第１子、第２子、第３子以降となり、利用者負担額は第１子全額、第２子半額、第３子以降は無料になります。）

**ひとり親、在宅障がい者世帯への軽減措置**

　　市町村民税所得割額が７７，１０１円未満の場合は、第２子以降は無料となります。

５　副食費免除について（１号・２号認定向け）

給食費は、主食費と副食費（おかず代等）に分かれます。１号・２号認定子どもの副食費（おかず代等）は、**施設が設定した金額を直接施設へお支払いください。**

ただし、①年収３６０万円未満相当世帯の子どもと②全ての世帯の第３子以降については、副食費が免除されます。副食費が免除かどうかは、父母の市町村民税所得割額の合算によって決定します。

また、市町村民税所得割額で決定するため、年度途中で切り替わることになります。令和5年４月～８月分副食費免除については令和4年度の市町村民税所得割額で、令和5年９月～令和6年３月分副食費免除については令和5年度の市町村民税所得割額で算定します。

1. 年収３６０万円未満相当世帯　１号認定・・父母の市町村民税所得割額合計が77,101円未満

　　　　　　　　　　　　 2号認定・・父母の市町村民税所得割額合計が57,700円未満

1. 第３子カウント　　 1号認定・・小学校３年生までの児童の最年長の子どもを第1子としてカウント

２号認定・・小学校就学前の最年長の子どもを第１子としてカウント

※３号認定子どもの副食費は、保育料に含まれています。

６　保育料の金額について（３号認定）

**※令和元年１０月１日から、１号・２号認定子どもの保育料は無償となりました。**

　　上のお子様の卒園に伴い、多子軽減の措置がなくなり、保育料が大幅にあがる場合があります。

　※上が第１子の金額（　　）が第２子の金額です。第3子以降は無償です。カウントの仕方は4をご参照ください。

７ 保育料の支払先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施　設 | 支 払 先 | 支　払　方　法　・　納　付　期　限 |
| 保　育　所 | 三　股　町 | 納 付 書・・・毎月末日 |
| 口座振替・・・毎月２５日(資金不足の場合は、翌月１０日再振替)※振替日が土日祝の場合は、翌営業日になります。※口座振替を希望される方は、金融機関へ口座振替依頼書の提出が必要です。原則、児童１人につき１枚必要ですが、複数のお子様が同時に申し込まれる場合は、１枚で可能です。 |
| 認定こども園 | 認定こども園 | 施設へ直接支払います。支払方法や納付期限は施設が決定します。 |

8 保育料以外の費用

　　　※保育料の他に絵本代や体操服代、1・2号については副食費などの実費が徴収されます。

詳しくは、各施設にお尋ねください。

９ 預かり保育等の無償化（施設等利用給付）について

◎１号で預かり保育が必要な子どもは、別に『新２号』の認定申請が必要です。

　　※ 新２号の認定がないと、預かり保育利用料の払い戻しの対象にはなりません。

◎2・3号でも規定の時間を過ぎると延長料金が発生しますが無償化の対象ではありません。

◎保育園・認定こども園・幼稚園等を利用している子どもは、病児保育事業やファミリー・サポート

センター事業等の利用は無償化（施設等利用給付）の対象ではありません。

◎３歳の誕生日の翌月から１号に変更された子どもの保育料は無償になりますが、

３月３１日までは、預かり保育については非課税世帯のみが無償（施設等利用給付）の対象になります。

10 変更届について

☆家庭状況が変わる場合：結婚・離婚などにより保育料や副食費が変わる場合があります。

　　☆入所理由が変わる場合：出産予定・仕事が決まった・仕事を辞めた・勤務時間が増えたなど

保育時間の標準時間と短時間が変わる場合があります。

【注意】

1. 出産に伴う変更は、母子手帳(表紙と出産予定日欄の写し)が必要です。出産後の相談も早めに施設と行ってください。

②　**変更届は、変更月の前月20日までに役場または施設へ提出してください。**

※２０日を過ぎてからの変更は、役場の保育担当にご相談ください。

11 退所届について

◎保育所等を退所する場合：毎月『月末日』での退所となります。

※退所月が決まり次第、退所届を提出してください。

　　◎町外へ転出される場合も退所届が必要です。

　　　　※転出後も同じ施設の継続利用は可能ですが、転入先で申込手続きが必要です。

12 町内の施設について

　　　

**☆**お願い**☆**

　　　　 **※ 毎月1日の住民票の住所が三股町にあることが重要です。**

**住民票を動かされる場合は、異動日に気をつけてください。**

**新規入所の手続きは入所月の前月の15日まで　　【※ただし4月入所は12月に一斉受付】**

**各種変更届けや就労証明等は、変更月の前月20日までにお願いします。**

**（※どうしても間に合わない場合は、下記へご相談ください。）**

お問い合わせは・・三股町福祉課　児童福祉係　　ＴＥＬ0986－52－9060（直通）　保育担当